

### 大山高原SICをご利用ください

大山高原スマートインターチェンジ(SIC)は、大山パーキングに併設された、自動料金システム(ETC)専用の、米子自動車道に出入りできる無人のインターチェンジです。

大山高原SICは、平成23年に開通し、米子ICと溝口ICの間にあり、山陰各地・関西方面へのアクセスがとても便利です。開通後は町内から行楽や物流・通勤に、町外からも大山周辺の観光に利用されるなど効果が表れており、これまで延べ16万台を超える利用がありました。

また、軽自動車及び普通車でETCを利用されると、土・日・祝日は通行料金が最大30%割引(6月30日までは最大50%割引)となるなど、様々な割引制度もあります。



**場所**  
米子自動車道大山PA併設  
**運営時間**  
朝6時から夜10時まで  
**対象車種**  
全長12m以下の全車種

【問い合わせ先】  
企画課 経営企画室 ☎68-4212



### ほうきまちづくり円陣の会 会員募集

まちづくりに興味のある方や集落、まちづくり団体などが集まって、研修と交流、情報発信を行う集まりです。まずは知ることから始めてみませんか。

みなさまのご参加をお待ちしています。

応募期限 5月23日(金)



平成25年度事例発表・交流会の様子

【問い合わせ・応募先】  
事務局 企画課 町づくり推進室  
☎68-3113 FAX68-3866  
Eメール machidukuri@houki-town.jp

「円陣」とは、まちづくりの原動力・起動力としての「エンジン」と、人が集まり気持ちや力を合わせる「円陣」を掛け合わせたものです。

### 伯耆町制10周年記念 住民公募事業の募集

住民のみなさまや団体などが、自ら企画・実施する取り組みやイベントに対して補助金を交付します。

ふるってご応募ください。

募集期限 5月30日(金)

**補助対象事業**  
伯耆町制10周年の周知と啓発に努め、祝賀という観点で創意工夫が図られる事業

**補助対象経費**  
報償費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、広告料、使用料及び賃借料など

【問い合わせ・応募先】  
企画課 町づくり推進室  
☎68-3113 FAX68-3866  
Eメール machidukuri@houki-town.jp

### 2つの給付金事業が実施されます

4月1日から消費税率が8%に引き上げられましたが、子育て世帯や所得が低い方への負担を緩和する目的で、2つの給付措置を実施します。

#### 支給要件

#### 臨時福祉給付金

**支給対象者** 平成26年度分の住民税が課税されていない方 ただし、  
〔扶養している方が課税されている場合〕  
〔生活保護の受給者である場合 など〕は除きます。

**支給額** 1人につき 10,000円  
右記の《加算対象者》は1人につき 5,000円 を加算

#### 子育て世帯臨時特例給付金

**支給対象者** 次のどちらの要件も満たす方が対象です。  
①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給しているもの  
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満 いるものです。  
※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

**対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童 ただし、  
〔「臨時福祉給付金」の対象となる児童〕  
〔生活保護の受給者となっている児童 など〕は除きます。

**支給額** 対象児童1人につき10,000円

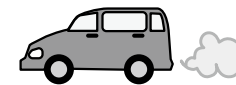
**申請先**  
「臨時福祉給付金」 住民課  
「子育て世帯臨時特例給付金」 福祉課  
平成26年1月1日時点で住民票が伯耆町にある方が対象です。

**申請期間** 6月～9月(予定)  
**提出書類** 申請書(対象者に郵送します。)  
本人確認書類(運転免許証、住基カード、旅券などの写し)  
振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカードなどの写し)  
公務員の方：職場から交付される、子育て世帯臨時特例給付金申請書と児童手当受給証明書

※「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を装った詐欺にご注意ください。

【問い合わせ先】「臨時福祉給付金」 住民課 ☎ 68-3115 「子育て世帯臨時特例給付金」 福祉課 ☎ 68-5534

### 軽自動車税減免制度のご案内



障害者手帳などの交付を受けた方の軽自動車税は、申請すると減免制度が受けられます。また、身体障がい者用に改造された軽自動車も減免の対象となります。

**対象者** ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人 (障害の程度によっては、減免を受けられないことがあります。)  
・療育手帳Aの交付を受けている人  
・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人  
・車いすの昇降装置など、身体障がい者用に改造してある車を所有している人

申請に必要なもの  
運転免許証、印鑑、障害者手帳、車検証など

**申請期限** 5月26日(月)

**申請窓口** 住民課税務室、分庁総合窓口課

【問い合わせ先】  
住民課 税務室 ☎68-3114